

関係法令等

- ・ 用語解説
- ・ 計画策定の経過
- ・ 諮問書（写）、答申書（写）
- ・ 名簿
- ・ 市民意見募集の結果
- ・ 世界人権宣言
- ・ 日本国憲法（抜粋）
- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- ・ 大牟田市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例

用語解説

【あ行】	
アカデミック・ハラスメント	大学・高専・専門学校・研究所などの学習・教育・研究・労働の場において、優位な力関係のもとで行われる様々な「ハラスメント（いやがらせ）」のこと。
インターネット	さまざまなコンピュータネットワークが相互に接続され、情報を受けたり発信したりできる世界的規模のネットワークの総称。
エイズ患者、HIV感染者	エイズ（後天性免疫不全症候群）とは、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）によって引き起こされる感染症で、HIVに感染すると身体を病気から守る免疫系が破壊されて、様々な感染症や悪性腫瘍にかかりやすい状態になり、これらの病気が発病した状態（人）をエイズ（患者）という。また、発病はしていないが、HIVに感染した人をHIV感染者という。
SNS	ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略。 登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。
【か行】	
企同推（きどうすい）	差別の根絶を目指し、企業等の事業主に対する人権・同和問題研修会の開催や啓発、研究等を行うため、公正採用選考人権啓発推進員 [*] を選任している事業所等で組織された「大牟田地区企業内同和問題研修推進委員会」の略称。
権利擁護	生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。
公正採用選考人権啓発推進員	職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題などの人権問題についての正しい理解と認識による公正な採用選考を行うことが重要であることから、一定規模（福岡県では従業員30人）以上の事業所を中心に公正採用選考人権啓発推進員の設置を図り、事業所における公正な採用選考のため必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。
子どもの権利に関する条約	「子どもの権利条約」、「児童の権利に関する条約」ともいわれる。 世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者

	と定義)が、今日なお、貧困等の困難な状況に置かれている状況にかんがみ、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約で、1989(平成元)年の第44回国連総会で採択され、わが国は1994(平成6)年に締結。
【さ行】	
市同研(しどうけん)	人権・同和教育に関する研究及び推進を行うために「大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会」内に設置された「大牟田市人権・同和教育研究協議会」の略称。
市同推協(しどうすいきょう)	人権意識を高め、あらゆる差別をなくし、明るく住みよい人権のまち大牟田をつくるため、人権・同和問題の啓発に取り組む民間団体や企業、行政など様々な団体が参画し、1996(平成8)年に設立された「大牟田市人権・同和問題啓発推進協議会」の略称。
人権	「すべての人間が生まれながらにして持っている権利で、だれからも侵されることなく、自由、平等で幸せに生きることができる基本的な権利」をいう。
人権週間	国連が世界人権宣言採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー」と定めたのを受けて、わが国で定められた12月10日を最終日とする一週間。
情報モラル教育	子どもたちの情報活用能力の向上のため、インターネットの使い方や情報モラルの啓発等を行う。 ※情報活用能力 情報機器やネットワークを活用して情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識及び能力並びに情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。
人権擁護委員	国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及高揚を図ることを目的として、各市町村に置かれている。市長の推薦により法務大臣が委嘱。人権相談、啓発活動等を行う。任期は3年。
成年後見制度	精神上的の障害によって判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などを保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度。
セクシャル・ハラスメント	相手の意に反した性的な言動により、その言動を受けた個人の生活環境を害すること。または、性的な言動を受けた個人の対応により、その個人に不利益を与えること。
【た行】	
同和問題啓発強調月間	同和問題の真の解決を目指して、県・市町村はもとより県民挙げての差別をなくす運動を展開するため、福岡県におい

	て1983（昭和58）年に制定した7月の一ヶ月間。
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）、高機能自閉症を含めて、障害のある子どもの自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うもの。
ドメスティック・バイオレンス	配偶者や恋人・パートナーなど「親密な関係」にある人、またはあった人から振るわれる暴力のことをいう。暴力の種類は、身体的、心理的、経済的、性的など、あらゆる暴力があり、複合的に継続して振るうことで、相手の心身を支配し、恐怖を抱かせる行為をいう。通称：DV。
【な行】	
認知症	認知症は「もの忘れ」と「判断力低下」がおこる脳の病気である。「アルツハイマー型痴呆」と「脳血管性痴呆」が多く見られる。どちらも脳の機能低下によって記憶障害と判断力低下などの中核症状が見られる。徘徊や妄想などは必ず起る症状ではなく、何らかの理由によって本人が反応している状態で、周辺症状と言われている。
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。地域における子育て支援を行う機能を持ち、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができる。
ノーマライゼーション	高齢者や障害者などハンディキャップを持っていても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ、差別されない社会をつくるという福祉や教育のあり方を示す基本理念。
【は行】	
発達障害	発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されている。
ハンセン病患者・回復者	ハンセン病は、皮膚や末梢神経の病気で、現在はいくつかの薬剤を併用する適切な治療で完治する。早期に治療すれば身体に障害を残すことはなく、現在、療養所で生活している人のほとんどは、すでに治っている。 しかし、病気が治癒しても偏見や差別に苦しむ現状があるため、患者・回復者という呼称を使用している。
ふれあい共室	子どもたちが学校という場を離れ、世代を超えた人たちや背景の異なる人たちとのふれあいを通して、障害のある人に対する理解と認識を深め、豊かな人間性や社会性を育むことを目的に実施している大牟田市交流教育地域推進事業の一つ。

ヘイトスピーチ	国籍、民族、宗教など、個人や集団が持つ特徴的な要素に対し、差別・偏見に基づく誹謗・中傷を行ったり、暴力や差別をあおるような主張をする表現行為（集会、街頭演説、行進など）のこと。
【ら行】	
ライフスタイル	生活様式。特に、趣味・交際などを含めた、その人の個性を表すような生き方。

計画策定の経過

1 大牟田市人権教育・啓発基本計画審議会

開催日	主な議題
平成25年12月25日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画の策定について 大牟田市民人権問題意識調査について
平成26年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> 市長から第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（案）について諮問 大牟田市民人権問題意識調査の結果について 第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（案）について
平成26年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（案）について
平成27年 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> 市民意見募集の結果について報告 第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（案）について 答申（案）について
平成27年 3月23日	<ul style="list-style-type: none"> 正・副委員長により市長に答申

2 大牟田市人権教育・啓発推進本部

開催日	主な議題
平成25年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画の策定について 大牟田市民人権問題意識調査について
平成26年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（案）について
平成27年 1月13日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（案）について 市民意見募集の実施について
平成27年 3月25日	<ul style="list-style-type: none"> 市民意見募集の結果について報告 答申について報告 第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（案）について

3 大牟田市人権教育・啓発基本計画策定委員会

開催日	主な議題
平成25年11月14日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画の策定について 大牟田市民人権問題意識調査について
平成25年11月26日	<ul style="list-style-type: none"> 大牟田市民人権問題意識調査の質問項目について
平成25年12月 5日	<ul style="list-style-type: none"> 大牟田市民人権問題意識調査の質問項目について
平成26年 8月 8日	<ul style="list-style-type: none"> 大牟田市民意識調査の結果報告
平成26年10月27日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（案）について
平成26年11月19日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（案）について

諮問書（写）

人 権 第 3 4 4 号

平成26年12月12日

大牟田市人権教育・啓発基本計画審議会

委員長 新 谷 恭 明 様

大牟田市長 古 賀 道 雄

第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（案）について（諮問）

第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（案）について、大牟田市附属機関設置条例第2条の規定により貴審議会へ諮問します。

答申書（写）

平成27年3月23日

大牟田市長

古賀道雄様

大牟田市人権教育・啓発基本計画審議会

委員長 新谷恭明

第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画案について（答申）

平成26年12月12日付で、当審議会に諮問を受けた標記について、下記のとおり答申いたします。

記

大牟田市では、これまで平成15年に策定された「大牟田市人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権問題解消に向けた様々な取組が行われてきましたが、今なお多くの人権問題が存在しており、さらに、社会情勢の変化に伴い新たな人権問題も生じてきています。

このような中、当審議会に諮問されました第2次大牟田市人権教育・啓発基本計画（以下「第2次計画」という。）（案）について、当審議会では、平成26年12月12日、26日、平成27年3月19日の3回にわたり、慎重に審議をいたしました。

この「第2次計画」は、大牟田市における同和問題をはじめ女性、子ども、高齢者、障害者等の人権問題に加え、新たに生じたさまざまな人権問題の解消に向けて、人権教育・啓発を市政のあらゆる分野で推進するための基本的な指針として策定されており、概ね妥当であると認めます。

今後、この計画に基づき、地域における諸団体との連携により推進し、「市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、共に生きる社会の実現」に努められるよう要望します。

大牟田市人権教育・啓発基本計画審議会委員名簿

平成 26 年 12 月 12 日現在

	選出団体	所 属	氏 名
委員長	学識経験を有する者	九州大学基幹教育院教授	新谷 恭明
副委員長	学識経験を有する者	元小学校校長	境 明憲
委員	老人クラブ	大牟田市老人クラブ連合会	荒木 陽子
委員	障害者団体	大牟田市障害者協議会	有松 由里子
委員	人権擁護委員	人権擁護委員	金子 福久美
委員	大牟田地区高等学校人権・同和教育研究協議会	福岡県立三池工業高等学校教諭	古賀 澄子
委員	大牟田市内小・中・特別支援学校校長会	高取小学校校長	小柳 和弘
委員	大牟田市民生委員・児童委員協議会	大牟田市民生委員・児童委員協議会	四宮 秀雄
委員	運動団体	部落解放同盟大牟田支部	城野 俊行
委員	保育園及び幼稚園	大牟田地区私立幼稚園協会	杉本 正英
委員	女性団体	おおむた女性会議 2 1	富重 アケミ
委員	運動団体	全日本同和会福岡連合会大牟田支部	高松 史恭
委員	市民公募	市民公募委員	平山 律子
委員	労働団体	連合福岡南筑後地域協議会	本田 賢治
委員	大牟田市内高等学校校長会	明光学園中学高等学校校長	松尾 龍美
委員	大牟田市学校人権・同和教育推進委員会	松原中学校校長	目野 幸光
委員	大牟田地区企業内同和問題研修推進委員会	J A 柳川農業協同組合	森 哲博
委員	医療団体	社団法人大牟田医師会	吉田 美代子

大牟田市人権教育・啓発推進本部員名簿

職 名		氏 名
本 部 長	市 長	古賀 道雄
副本部長	副 市 長	中尾 昌弘
副本部長	副 市 長	上森 康幹
副本部長	企 業 管 理 者	井手 保
副本部長	教 育 長	安田 昌則
本 部 員	企 画 総 務 部 長	井田 啓之
本 部 員	市 民 部 長	大佐古 寿男
本 部 員	市 民 協 働 部 長	村上 義弘
本 部 員	産 業 経 済 部 長	大久保 徳政
本 部 員	都 市 整 備 部 長	中村 秀樹
本 部 員	環 境 部 長	松崎 伸一
本 部 員	保 健 福 祉 部 長	中園 和彦
本 部 員	消 防 長	中嶋 晃
本 部 員	企 業 局 長	松田 雅廣
本 部 員	教育委員会事務局次長	堤 隆明
本 部 員	市 議 会 事 務 局 長	中尾 清志

大牟田市人権教育・啓発基本計画策定委員会委員名簿

職 名	所 属	氏 名
委 員 長	市民協働部調整監	岡田 和彦
副委員長	学校教育課指導室長	新木 勝憲
委 員	総合政策課長	中島 敏信
委 員	秘書広報課広報担当課長	高口 恵子
委 員	情報化推進室長	井口 英則
委 員	総務課企画担当課長	黒田 昌幸
委 員	人材育成推進室長	川崎 昌敏
委 員	市民生活課長	坂口 英治
委 員	地域コミュニティ推進課長	中村 珠美
委 員	生涯学習課青少年担当課長	平野 裕二
委 員	市民協働部参事 教育委員会事務局参事	久保田 光範
委 員	長寿社会推進課長	井上 泰人
委 員	福祉課長	鷹尾 俊介
委 員	児童家庭課長	桑原 正彦
委 員	健康対策課長	徳川 昭彦

市民意見募集の結果

- (1) 意見募集期間 平成27年2月2日(月)～3月2日(月)
- (2) 周知方法 『広報おおむた』、大牟田市のホームページ
- (3) 閲覧場所 人権・同和・男女共同参画課、大牟田市情報公開センター、
各地区公民館(中央、三川、三池、勝立、吉野、駛馬、手鎌)、
えるる、市立図書館、大牟田市のホームページ
- (4) 提出方法 郵送、持参、ファクス、電子メール
- (5) 募集結果 意見の提出はありませんでした。

世界人権宣言（仮訳文）

（1948（昭和23）年12月10日 第3回国際連合総会採択）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成する事を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは

社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のため

に有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべての人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念

を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利

を有する。

第24条

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出である与否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべての人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中であつてのみ可能である社会に対

して義務を負う。

2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抜粋）

（昭和22年5月3日施行）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によ

り、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

(略)

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(略)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人権、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体、及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に関する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行わなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

付 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条 この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法（平成 8 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

大牟田市あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例

(平成8年4月1日 条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定めた日本国憲法及びすべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等であるとした世界人権宣言の基本理念にのっとり、部落差別をはじめ、障害者差別、女性差別、外国人差別、いじめ等あらゆる差別を撤廃し、市民一人ひとりの参加による人権尊重都市の建設を目指し、もって明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、行政のすべての分野で市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、自らも人権侵害に関する行為をしないよう努め、部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃するための施策に協力するものとする。

(施策の推進)

第4条 市は、基本的人権を擁護し、部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃するために必要な施策について、市民及び関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、関係団体と協力し、充実した人権教育を推進するとともに、あらゆる機会をとらえて啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、あらゆる差別の撤廃に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大牟田市人権教育・啓発基本計画

平成27年3月発行

編集・発行 大牟田市市民協働部 人権・同和・男女共同参画課

〒836-0862 福岡県大牟田市原山町13-3

TEL:0944-41-2611 FAX:0944-41-2869